

鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例
第2条第1項及び第8条に関する取扱い基準

1. 条例第2条第1項第2号に定める「改造」について

条例第2条各号では、携帯電話等中継基地局の設置又は改造を規定していますが、条例では明記されていない通常メンテナンスとなる「保守」の取扱いについて以下のとおりとする。

- ① 「改造」とは、基地局のアンテナ本数の増設及び形状変更、出力増加の行為をいう。この場合、事業者は条例に基づき近接住民及び地縁団体の意見を聞き、紛争の防止に努めるものとする。
- ② 「保守」とは、アンテナの同等品への交換・本数の減・撤去、アンテナ以外の付属設備の変更、若しくは維持修繕行為をいい、既存基地局の保守管理に関わる軽微な行為で改造にはあたらないため、事業者は近接住民等への説明は省略できるものとする。

2. 条例第8条に定める「報告書の開示等」について

近接住民説明及び地縁団体説明実施報告書の開示・不開示は以下のとおりとする。

- ① 設置場所等については、市名単位「鎌倉市」とし、字名以下は不開示とする。
- ② 地縁団体説明実施報告書の説明会の状況等については、発言者の氏名等が判別できる箇所及び中継基地局の位置が判別できる箇所は不開示とする。
- ③ 添付資料のうち、中継基地局の設置場所が判別できる案内図、位置図、平面図、公図等は不開示とし、設置場所が判別できない立面図、構造図等は開示対象とする。